

はしかの予防指針改正へ 定期接種率の目標95%以上

厚生労働省は、麻疹・風疹に関する特定感染症予防指針を改正する方針だ。国内で麻疹（はしか）の感染が急速に拡大したことなどを踏まえ、各市町村で定期予防接種の接種率95%以上となるよう国と都道府県が働きかけること、海外渡航者のうち罹患歴か予防接種歴が明らかでない人にも予防接種を推奨するなど、感染予防の強化策を盛り込む。

改正案では、▽定期予防接種実施率向上に向けた対策強化▽輸入症例への対策強化▽広域感染発生時の対応強化▽児童福祉施設・医療機関における対策強化▽風疹抗体検査から予防接種への結びつけ——に注力した指針を盛り込んでいる。

定期予防接種の実施率を向上させるため、1歳児を対象とした第1期予防接種、就学前1年間に行う第2

期予防接種について、目標接種率95%に達していない市町村がそれぞれ40%、55%存在していたことから、目標接種率を上回るよう国と都道府県が各市町村に働きかけることを指針に追記する。さらに、都道府県に設置されている麻疹風疹会議が各市町村の接種率を評価し、それぞれの接種率が95%以上となるよう提言することも求めた。

また、現行指針では海外に渡航する人が麻疹の予防接種推奨の対象外で、風疹の輸入症例対策を記載していない。これら現状を踏まえ、空港の従業員など海外からの渡航者と接する機会が多い職業に従事する人、海外に渡航する人のうち罹患歴か予防接種歴が明らかでない人に対しても予防接種を推奨することを追記する。

社会保障費は190兆円台に 2040年度の見通し示す

政府が初公表

高齢化に伴う社会保障費の膨張には歯止めがかからなそうだ。政府は、高齢者人口がピークに近づく2040年度の社会保障費の見通しを初めて公表した。医療・介護給付費については、全国の各自治体の医療費適正化計画などをベースに計算した場合、18年度の49.9兆円から92.5～94.3兆円まで増加し、現状の年齢別受療率・利用率をもとに将来の患者数や利用者数を計算した場合は92.9～94.7兆円に達すると予測。これらに年金や子ども・子育てなどを加えた社会保障費全体では、現在の121.3兆円から188.2

～190兆円まで増加するとした。今回の見通しは、42年ごろに高齢者人口がピークに達することを踏まえ、将来の社会保障の給付・負担に関する改革に必要な議論の素材として活用されることを目的に、厚生労働省、内閣官房、内閣府、財務省が共同で算出したもの。医療・介護給付費の見通しについては、全国の各自治体で行われている医療費の適正化に関する計画をもとに計算した「計画ベース」、現状の年齢別受療率などを基に将来の患者数や利用者数を計算した「現状投影」の2パターンを作成した。その結果、18年度は医療費39.2兆

円、介護費10.7兆円で計49.9兆円だが、22年後の40年度には計画ベースで医療費66.7～68.5兆円、介護費25.8兆円で計92.5～94.3兆円まで増加すると試算している。また、現状投影では医療費68.3～70.1兆円、介護費24.6兆円の計92.9～94.7兆円まで増加するとしている。

医療・介護だけでなく、年金、子ども・子育てなども合わせた社会保障給付費全体では、18年度の121.3兆円から、188.2～190兆円まで増

加すると試算している。

一方、医療福祉分野の従事者数の見通しも公表。18年度の医療309万人、介護334万人、その他の福祉180万人の計823万人から、40年度は医療328万人、介護505万人、その他の福祉233万人の計1065万人まで増加すると予測している。高齢化の進行で生産人口の減少が見込まれることから、就業者全体に占める割合は12.5%から18.8%まで増加するとしている。

経産省が見解

薬局において薬剤師から対面で服薬指導さえ受けられれば、薬はいつでも自動装置の取り出し口から受け取れるサービスは可能か——。そんな問い合わせに対して経済産業省は、薬局が患者の待ち時間を短縮する目的で、対面で患者に服薬指導をした後に調剤した薬を自動搬入・払出装置に保管し、患者本人が取り出し口から薬剤を受け取れるようにするといったサービスを提供しても、管理者の義務を規定した薬機法に抵触しないとの見解を示した。

経産省は、企業が実施する事業が規制の対象になるのかどうかなどについて、事業者が照会することができグレーゾーン解消制度を運用している。今回、事業者に対する規制が適用されるかどうかについて、政府に同制度の運用の照会があったことから、同省が見解を示した。事業者から照会のあったケース

処方薬の自動受け取り可能

対面指導後、時間外渡し想定

は、薬局で患者から処方箋を受け取り、薬剤師が対面で患者への服薬指導等を実施した後、薬剤師が問題ないと判断した場合に、調剤した薬を自動搬入・払出装置に保管した上で、患者本人への確実な授与が確保される「ピックアップターミナル」を介して薬剤を受け渡すサービスが薬機法に抵触するかどうかというものの。

たとえば、病院でもらった処方箋を薬局に持ち込み、薬剤師から対面で服薬指導を受けておけば、先に用事を済ませたり、営業時間外の帰宅途中に薬をもらうことができるようなケースを想定しており、職場や自宅の最寄り駅の近くにこうした薬局がある場合などに、待ち時間短縮などのメリットが見込まれる。

経産省が薬機法を所管する厚生労働省に確認したところ、調剤された薬を患者に渡すに当たり、薬剤師が患者に直接渡すことと同じ程度に品質が保たれ、患者本人に確実な渡せる環境を確保するのであれば、薬機法の規定に抵触しないと回答があったという。

経産省は、薬機法の取り扱いがより明確になり、薬局の営業時間外に薬を受け渡しできる新たなビジネスモデルとしてサービスの導入が進むことで、薬局の業務効率と利用者の利便性向上が期待されるとしている。

やさしい臨床医学テキスト 第4版

【編集代表】星 恵子（聖マリアンナ医科大学客員教授）



“難しいことをやさしく解説”をコンセプトに、様々な疾患の「病気の成り立ち(概念)」から「患者の訴え(症状)」「病状・所見」「臨床監査」「治療」までの一貫した知識を、医療の第一線で活躍する医師を中心にわかりやすくまとめたテキスト。

★Point

患者に安全・適切な薬物療法を提供するために重要とされる「臨床推論」に必要な疾患の基礎知識が身につく

治療法の解説では「薬物療法」に加え、「食事療法」や「非薬物療法」などについても記載

各領域の主要な疾患に加え、実際の医療現場で大事な周辺疾患についても多数収録

詳細はコチラ



B5判 / 556頁 / 定価 4,600円 + 税

◆薬剤師、薬学生、MRなど疾患の基礎知識を身につけたい方におすすめの一冊です。◆薬学部・薬科大学で教科書として多数採用されています。

薬事日報社 書籍のご注文は、オンラインショップ (<http://yakuji-shop.jp/>) または、書籍注文FAX03-3866-8408まで。